

## まえがき

本書の目的は、これまでの日本のインクルーシブ教育のあり方を再考し、通常学級<sup>※1</sup>における授業のユニバーサルデザイン（授業UD）の取り組みを中心としたインクルーシブ教育システムを構築するための理論的枠組みを検討していくことにあります。特別支援教育が2007年度に開始されて以来、通常の学級に在籍する発達障害のある子どもへの支援の充実は学校現場の喫緊の課題であり、授業UDはそうした現場のニーズに応える形で大きく発展してきました。2016（平成28）年には一般社団法人授業UD学会が設立され、その学会誌である『授業UD研究』が創刊されるなど、全国的な展開がなされるようになりました。ある意味、*“ブーム”*と呼べるような盛り上がりを見せています。

一方で、授業UDが拡がりをみせるにつれ、その実践の中には必ずしも授業UDの理念を体現していないような「質の悪い実践」も散見されるようになりました。特に校内研究などで授業UDを

※1 本来は「通常の学級」と記載すべきですが、本書ではこの用語が頻出しますので「通常学級」と記載します。

テーマとして取り組んできた学校の研究発表会に伺うと、本来であれば授業UDは多様な子どもたちの実態に合わせて柔軟に展開されるべきなのに、「とにかく授業では視覚化・共有化・焦点化の手立てを取りましょう」など、授業UDの理念や子どもの実態とはかけ離れて、授業UDの手立てだけが独り歩きしているような実践も見られるようになりました。こうした質の悪い実践に触れてしまった方でしょうが、「授業UDは教師の自由な発想をしばる」「画一化教育につながる」など授業UDに対する批判もされるようになりました。いうまでもなく、これらの批判は授業UDの取り組みに対する誤解から生じているものですが、こうした批判を放置することなく、授業UDの本質は何なのかをきちんと整理して伝えていかなければ、「悪貨は良貨を駆逐する」ように質の悪い実践が跋扈してしまうことになりかねません。

私は、授業UDは一過性のブームで終わらせて良いものではなく、特別支援教育の根幹に位置付けるべき取り組みであり、授業UDがいかに学校現場、特に通常学級担任に根付いていくかどうか、今後の日本のインクルーシブ教育のあり方に大きく影響を与えると考えています。さらにいえば、特別支援教育に限らず、文部科学省が目指す「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」といった現代的な教育課題についても、授業UDが果たすべき役割が大きいと考えています。

本書ではこれからの授業UDの展開、特に日本のインクルーシブ教育システムの中で授業UDが果たすべき役割について論じていきます。第1部「システムとしての特別支援教育を再考する」で

は、現在（2023年）の特別支援教育の現状と課題を整理し、またインクルーシブ教育システムとは何か、その基本的な理念について解説を行います。それを受けて第Ⅱ部「インクルーシブな学校システムのカタチ」では、実際に通常学級をどのようにインクルーシブにしていけるのか、授業UDの取り組みを中心として論じていきます。本当のインクルーシブ教育を実現するために、今、私たちが取り組むべきことは何なのか、現実的な答えを探っていきたいと思います。

本書はいわゆる授業UDのハウツー本ではありません。また授業UDやインクルーシブ教育の理念を抽象的・観念的に論ずるものでもありません。私たちが、インクルーシブな社会を目指すための現実的な学校現場での取り組みとして授業UDが何故必要なのか、また授業UDの取り組みにはどのような意味があるのか、実践する上で身につけておくべき考え方や理論などを解説することが本書のねらいです。また筆者による授業UDの効果に関する研究を紹介しながら、エビデンスに基づく授業UDの意義について考えていただければと思います。授業UDが目指すものは何か、それを正しく理解してこそ、みなさんの授業UDの実践はより深まっていくはずです。

また通常学級で授業UDを展開するとともに、障害のある子どもたちに特化した教育の場である通級や特別支援学級、特別支援学校などについても、その役割を明確化していくことが必要です。本書では、これからの通級や特別支援学級・学校のあり方についても併せて論じていくことで、日本のインクルーシブ教育システムをどのように構築すべきかを再考していきたいと思います。

まず第Ⅰ部では、特別支援教育を取り巻く現状やこれまでの歴史的経緯を踏まえて、インクルーシブ教育とは何かについて改めて整理していきます。そして第Ⅱ部では、インクルーシブな学校システムを作るために鍵となる授業UDの理論についてや、通級、特別支援学級や特別支援学校が果たすべき役割について論じます。さらに第Ⅲ部では、これからの日本のインクルーシブ教育のあり方について、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」という令和の日本型学校教育の流れの中でどのように位置付けるか、新時代のインクルーシブ教育システムについて考えていきたいと思えます。

\*本書では本文中の引用・参考文献はA、B、C……と表記して、巻末にリストをまとめています。

まえがき……………

1

# I システムとしての特別支援教育を再考する

## 1 特別支援教育の現状……………

12

文科省調査の「8・8%」の衝撃／「8・8%」が意味すること／改めて調査結果の意味を考えてみる／先生達は子どもの困難に敏感になっている／「8・8%」以外にも困っている子どもはいる／重要なのは8・8%の子どもが受けている支援の実態／特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもは増え続けている／このまま特別支援学級と特別支援学校が増加し続けたら？

2 「インクルーシブ教育システム」の現状と課題……………29

国連からの勧告／そもそもインクルーシブ教育とは何か／インクルーシブ教育と統合教育の違いとは／フル・インクルージョンと部分インクルージョン／結果的にインクルーシブが進んでいない状況が問題視された

3 発達障害と特別支援教育……………38

発達障害とは何か／発達障害の概念は変化し続けている／学校教育では発達障害をどのように捉えてきたのか／通級による指導が開始されたことにより発達障害が特殊教育の対象に／特殊教育から特別支援教育へ／幻の「特別支援教室」構想

4 障害観の変化……………50

個人モデルから社会モデルへ／「障害」？「障がい」？／医学モデルのメリットとデメリット／社会モデルの考え方では／「合理的配慮」とは／特別支援教育の理念は社会モデルのはず

5 これからの日本のインクルーシブ教育……………62

まずは多様な子どもたちを包摂するインクルーシブ学級を目指す

## II インクルーシブな学校システムのカタチ

### 1 インクルーシブ教育システムの考え方……………66

特別な教育的ニーズに見合う教育の場を明確に整理する／地域医療システムに喩えたら／リソースを拡充させるだけではない／インクルーシブ学級を作るためには

### 2 通常学級における合理的配慮とは……………76

障害のある子どもへの合理的配慮／合理的配慮の基本的考え方とは／合理的配慮の限界／合理的配慮の前提となる基礎的環境整備

### 3 ユニバーサルデザインとは何か……………85

ユニバーサルデザインとは／ユニバーサルデザインとバリアフリーの違い／身近なUDの例／オブション志向型UDとデザイン志向型UD／ユニバーサルデザインの例…UDフォント／UDフォントの効果は読みに困難がある子どもだけではない／場面によって使い分けることも必要／「じぶんフォントプロジェクト」

#### 4 教育のユニバーサルデザインとは……………102

ユニバーサルデザインの考え方を教育に応用する／「授業のユニバーサルデザイン」の始まり／「授業のユニバーサルデザイン7原則」／「授業のユニバーサルデザイン研究会」の発足／授業のUDモデル／〈参加〉レベルの手立て…授業のアクセシビリティを高める／〈理解〉レベルの手立て…焦点化／〈理解〉レベルの手立て…視覚化／〈理解〉レベルの手立て…共有化／人的環境のUD化／人的環境UDの具体的な手立て／発達障害のある子どもを取り巻く周囲の子どもへのアプローチ／周囲の子どもに発達障害のことを説明するべきか／教室環境のUD化／教室の音環境を改善する／オープンタイプの教室は発達障害には向かない

#### 5 授業UDの意義を再考する……………135

授業UDの効果はどれくらいあるのか？…検証授業の結果／授業UDの取り組みを定量化する「授業UDスケール」の開発／授業UDに積極的に取り組んでいるクラスでは…「授業UDスケール」を用いた検証／授業UDに対する誤解や批判／「授業UDがどんな障害にでも対応できるわけではない」という批判／「授業UDは画一化教育につながる」という批判／「答えにたどり着くための方法を教える」という目的に矮小化される恐れがあるという批判



## 6 授業UDとUDL

UDLガイドライン／授業UDとUDLの違いとは／授業UDとUDLは「視点」の違いだけなのか？／授業UDとUDLはどちらが良いのか？

157

## 7 通級による指導・特別支援学級・特別支援学校の役割

「通級による指導」の現状と課題／通級による指導が目指すもの／通級による指導を行う際にアセスメントは必要なのか／RTIモデル／CBMによって子どものつまずきを把握する／特別支援学級と特別支援学校はどのような役割を果たすのか／自立活動の意義と内容／発達障害児に対する自立活動の内容／知的障害児に対する自立活動／「教科別の指導」と「合わせた指導」の問題／交流及び共同学習の役割とは

169

# III

## 新時代の学校教育とインクルーシブ教育

### 1 日本が目指すべきインクルーシブ教育のカタチ

支援リソースを増やすだけでは十分ではない／インクルーシブ学級で学んだ子どもが将来の共生社会を作る

197

## 2 「個別最適な学び」と協働的な学びの一体的充実」と

### インクルーシブ教育システム

「個別最適な学び」とは、「個別最適」の意味を再考する／「協働的な学び」をどう考えるか／個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていくには／新しいUD授業のカタチ／複線型のUD授業の試み

203

## 3 インクルーシブ教育におけるICT活用

授業UDとICT活用／タブレットの活用と特別支援教育／オンライン授業と発達障害のある子ども達／これからのオンライン授業のあり方／オンライン授業のユニバーサルデザイン化／これからはハイブリッド型の授業が進む

215

あとがき

231

引用・参考文献

i

# I

---

システムとしての  
特別支援教育を再考する

# 1 特別支援教育の現状

## 文科省調査の「8・8%」の衝撃

2022年12月13日、文部科学省は「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）」<sup>A</sup>を公表しました。この調査は10年毎に実施されるもので、前回（2012（平成24）年<sup>B</sup>、その前は2002（平成14）年<sup>C</sup>）に行われており、通常学級における特別支援教育のあり方に大きな影響を与えてきました。これまでの調査は小中学校の通常学級に在籍する児童生徒が対象で、2002年の調査では6・3%、2012年では6・5%と大きな変化がなかったのですが、2022年は8・8%と2・3ポイントと大きく上昇しました。また2022年の調査から高等学校も対象になり、高校では2・2%という結果が示されました。

この調査結果は翌日マスコミでも大きく報じられました。大手の新聞社は「発達障害の子 8・8%」「1クラスに3人該当」などの見出しをつけ、NHKのニュースでも「発達障害の可能性がある小中学生は学級に8・8%」と伝えていました。中には現在では発達障害のある子どもが増加傾向に

表 文部科学省調査の推移

	学習面又は行動面で著しい困難を示す	学習面で著しい困難を示す	行動面で著しい困難を示す	学習面と行動面ともに著しい困難を示す
2002 (平成14)年 調査	6.3%	4.5%	2.9%	1.2%
2012 (平成24)年 調査	6.5% (6.2~6.8%)	4.5% (4.2~4.7%)	3.6% (3.4~3.9%)	1.6% (1.5~1.7%)
2022 (令和4)年 調査	8.8% (8.4~9.3%)	6.5% (6.1~6.9%)	4.7% (4.4~5.0%)	2.3% (2.1~2.6%)

あり、その原因として「活字を読む機会や会話の減少などの生活習慣や環境変化による影響」が考えられるなどの報道もありました。しかしながら私を含む多くの専門家は、この調査が示している結果を各種メディアが報じているように解釈することは問題があると考えています。

### 「8.8%」が意味するもの

調査結果が示す8.8%という数値が意味することを正しく理解するためには、具体的な調査方法について詳細に把握しておかなければいけません。厳密に言えば、2002年と2012年、2022年で調査方法が若干変わっていますので、単純な比較はできないとされていますが、少し整理しながら説明したいと思います。

まずは対象です。第1回目の2002年の調査では、全国5地域の公立小学校・中学校から370校が抽出され、4万1579人が対象となりました。2回目の2012年

の調査からは全国の公立小中学校に対象が拡大されました。<sup>※2</sup> 層化三段確率比例抽出法と呼ばれる、市郡規模と学校規模で偏りがないように抽出された各600校から、各学年1学級が無作為に抽出され、さらにその学級から男女5名ずつ合計10名の児童生徒が抽出される、という手続きになりました。これは科学的・統計的な調査を行う上で非常に重要な方式で、妥当なものだと思われます。2022年の調査でも同一の手続きが引き継がれました。2012年調査では合計5万3882人、2022年調査では8万8516人（高校含む）が対象になっています。この数は統計的に分析する上で十分な数と言えます。

重要なのは調査項目です。「学習面」「行動面（不注意と多動・衝動性）」「行動面（対人関係やこだわり等）」の3つが設定されています。「学習面」については「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の6つの領域毎に各5つ、合計で30の設問があり、それぞれに「0..ない、1..まれにある、2..ときどきある、3..よくある」の4段階で回答してもらうこととなります。たとえば「指示の理解が難しい」という項目（「聞く」領域）について、児童生徒一人ひとりについて教師に回答してもらいます。回答に際しては、学級担任と教務主任等の複数の教師で協議したり、担任が記入したものを特別支援教育コーディネーターや管理職が確認したりなど、1名の教師の独断にならないように注意が払われています。

同じように「行動面（不注意と多動・衝動性）」では全18項目（不注意9項目、多動・衝動性9項目）、「行

動面（対人関係やこだわり等）」では27項目が設定されています。それぞれの項目につけられた得点を領域毎に集計し、定められたポイントよりも高い得点を示したものを「困難がある児童生徒」としてカウントします。「学習面」では6つの領域のうち1つ以上の領域で12ポイント以上、「行動面（不注意や多動・衝動性）」では不注意または多動・衝動性のどちらかで6ポイント以上、「行動面（対人関係やこだわり等）」では22ポイント以上が基準です。

これらの調査項目は、発達障害のある子どものアセスメントとして利用されている尺度を参考に作成されています。学習面については「LDI-R（LD診断のための調査票）」、行動面は「ADHD評価スケール」「高機能自閉症に関するスクリーニング質問紙（ASSQ）」から抽出されています。したがって、この調査は主に「発達障害」と関連のある児童生徒の特徴を調べていることは間違いありません。しかしながら、このアンケートで該当した子どもが発達障害かどうかを確定するためには、実際の本人の困り具合やそれまでの生育歴などを本人や保護者から丁寧に聞き取り、最終的には医師のもとで総合的に判断する必要があります。つまりメディアが見出しにつけているような「発達障害児が8・8%」であると断定することはできません。

※2 ただし2012年の調査では、前年に起きた東日本大震災を考慮し、岩手・宮城・福島 の3県は対象から外されています。

# 授業UD新論

～UDが牽引するインクルーシブ教育システム～

2024（令和6）年3月9日 初版第1刷発行

著者 菊池 哲平  
発行者 錦織 圭之介  
発行所 株式会社東洋館出版社  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-9-1  
コンフォール安田ビル  
代表 電話03-6778-4343 FAX03-5281-8091  
営業部 電話03-6778-7278 FAX03-5281-8092  
振替 00180-7-96823  
URL <https://www.toyokan.co.jp>

印刷・製本 岩岡印刷株式会社  
装丁・本文デザイン 米倉 英弘（株式会社細山田デザイン事務所）

ISBN978-4-491-05449-0

Printed in Japan

**JCOPY**〈出版者著作権管理機構 委託出版物〉

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。

複写される場合は、そのつど事前に、（社）出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、  
FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。